

## 一般社団法人日本臨床発達心理士会 倫理委員会規程

### (総則)

第1条 倫理委員会（以下、本委員会）の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

### (目的)

第2条 本委員会は、本会の会員がその役割と任務職務の趣旨に添った行動をとるための指針及び遵守すべき規範としての本会倫理綱領に基づき、本会の活動にかかわる倫理の状況把握と諸問題の対応をするために設置する。

### (委員)

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

### (事業)

第4条 本委員会及び委員は、倫理問題の相談および予防に関し、以下の業務を遂行する。

- 一 会員及び一般からの倫理に関する相談
  - 二 会員の倫理向上に向けての啓発及び広報活動
  - 三 倫理違反者への調査と措置、処分
  - 四 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構と倫理的問題について連携
- 2 各業務内容の詳細に関しては、別途、細則に定める。

### (委員の責務)

第5条 委員は、在任中に知り得た情報に関して守秘義務を負う。守秘義務は、委員を退いた後も同様とする。

### (倫理調査委員会)

第6条 本委員会の外に倫理調査委員会を置く。

- 2 倫理調査委員会には、必要に応じて会員外のメンバーを入れることができる。
- 3 倫理調査委員会は、必要に応じて本委員会に助言を行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を得るものとする。

2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。